

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組（報告）

資料11

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

（1）多様な子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、内容の工夫や周知方法の充実に努めます。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター	3	教育相談については、専門の相談員を配置し、親子ともどもお話を聞いて精神的安定を目指し、事業を実施した。電話相談については、傾聴の姿勢を持って対応した。今後も継続していく。	
	【実施事業】	No.22	「教育相談」	
2	学校教育課	3	就学前の子ども、不登校、特別支援など、さまざまな場面で子育てに関する相談ができる体制を整える環境整備については達成できた。カウンセリングセンターについても周知するなどして、幅広い年齢層の相談に対応することができた。各相談機関同士の横の連携については、今後は学校教育課だけではなく他課とも行っていく必要がある。	
	【実施事業】	No.20	No.21	No.24
3	健康課	4	福祉センターへの移転に伴い、施設の利便性を活かした事業の実施方法等の見直しを行い、気軽に育児の相談ができる場として利用者が増加した。他課との連携により統廃合した事業もあるが、他は内容の充実を図りながら継続して実施することができた。今後も更に1人でも多くの方に利用いただけるよう周知方法を検討する。	
	【実施事業】	No.16 No.19 No.32 No.35	No.17 No.24 No.33	No.18 No.31 No.34
4	公民館	4	子育てや教育問題に関する講座・講演会は子育て支援団体等と協働し、現代社会が抱える様々な問題をテーマに沿った事業として開催できた。今後も団体等と協働し、有意な講座等を提供していきたい。	
	【実施事業】	No.40	No.41	No.42
5	子育て推進課 (こども担当)	5	平成22年7月に、福祉センターに子育て支援センターがオープンし、子育てセンター・家庭児童相談室・ファミリー・サポート・センター・学齢期支援の場が一体となり、育児相談から家庭児童の相談を一手に担うことができるようになった。それに伴い、親子で集うひろばへの参加者数や、子育て相談の件数も増加し、小学生から高校生までの利用にも好評を得ている。また、子育て情報をPRするため、子育て情報サイト・アプリ「わくわく子育て」を導入するなど、きめ細かな子育て支援サービスの充実に努めた。	
	【実施事業】	No.2 No.10 No.13 No.25 No.28 No.43 No.46	No.3 No.11 No.14 No.26 No.29 No.44	No.4 No.12 No.24 No.27 No.30 No.45
6	子育て推進課	3	保育所で実施している子育て支援事業については保護者のニーズに対応するよう取組んだ。利用人数が減ってきている事業もあるため、事業の継続実施と併せて周知方法について検討する必要がある。	
	【実施事業】	No.5 No.24 No.49	No.6 No.47 No.50	No.15 No.48

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
7	児童センター	4	母親が子育てにおいて孤立しないよう、親子で集える事業の開設や友達づくりの場として利用できるよう取組んだ。また、気軽に子育て相談ができる窓口として、フリー相談を開設した。	
	【実施事業】	No.10「相談員の育成」 No.37「ミニ講演会の開催」 No.53「親子クラブ」	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」 No.51「あそび広場」	No.36「母親教室(母親同士の交流会)」 No.52「ひよこひろば」
8	生涯学習課	3	保健センターでの健診と小学校入学時等に子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布を行い、楽しくより良い子育てのヒントとなるよう継続実施してきた。しかし、どの程度読んで活用されているのか等の検証が不十分であり、様々な情報ツールが進化した昨今ではどのような情報発信が有効か等も含め、今後は内容の工夫や周知方法についても検討していきたい。	
	【実施事業】	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」		
9	障害福祉課	5	障がいのある児童や発達上心配のある児童を早期に発見し、早期に適切な指導を実施することで保護者の育児負担の軽減を図った。保護者の不安軽減や児童の支援体制の充実に向け、相談支援に関する関係機関同士の更なる連携強化が必要である。	
	【実施事業】	No.9「療育相談」		
10	青少年愛護センター	3	相談業務については、指導主事を中心に業務を実施したが、経験豊富でかつ適切なアドバイスができる職員として、指導主事等の職員の確保及び専門性の向上に努める必要がある。また、白ポストの周知や携帯電話・インターネットに関連した事件から子どもを守る啓発等についても、学校をはじめとする関係機関と連携しながら継続して実施していく。	
	【実施事業】	No.10「相談員の育成」	No.23「青少年愛護センターの相談」	No.39「青少年愛護センターの情報誌の発行、啓発活動」
11	青少年育成課	3	過去に事業に参加した人には継続して事業に参加してもらい、初めての参加者にとっても魅力ある事業だと思えるような広報、記事を検討した。今後も子育て支援サービスに関する情報を提供していく。	
	【実施事業】	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」		
12	男女共同参画推進課	4	パソコン講座(4～5日、各6時間～7時間15分)以外のすべての事業・講座で一時保育を実施した。今後は困難な状況にある女性への支援体制を充実させるため、キャンセル待ちの受付や相談枠を増やすなどの検討が必要である。	
	【実施事業】	No.1「講演会、講座等での一時保育」	No.7「女性の悩み相談」	
13	地域福祉課(地域福祉係)	4	主任児童委員をはじめ、各民生委員・児童委員が必要に応じて行政や専門機関につなぐ取組を行った。こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施による相談先の周知が図れたため、訪問後も民生委員・児童委員による継続した声掛けや地域の同世代の母親を紹介するなど、相談しやすい環境づくりに努める。	
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」		
14	図書館	3	子どもや親子で参加できる行事等の情報を広報紙、ホームページ、図書館報などで提供してきたことにより、定例行事として定着してきた。今後も情報提供に努める。	
	【実施事業】	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」		

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、子育て親子自身が、地域に根ざしたネットワークに組み込まれ、地域とのきずなが深められるよう図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター	3	教職員同士のシステムであるA-netを利用し、絶えず情報発信をした。しかし情報をまとめた形としての「たより」の発行には至っていない。	
	【実施事業】	No.82「打出教育文化センターの周知」		

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0~5段階評価)と今後の課題		
2	学校教育課	4	幼稚園では、高齢者施設の訪問等を通して積極的に交流を進めることができた。小中学校では、地域ボランティアや愛護委員等と連携してあいさつ運動を実施することができた。今後も地域の様々なネットワークと協力、連携して子どもの安全・安心な子育て環境を構築していく必要がある。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.81「生徒指導連絡協議会」	No.63「地域あいさつ運動の推進」	No.64「幼稚園における地域との世代間交流」
3	経済課	3	秋まつりでは、だんじりと子どもみこし参加の子どもたちとの交流など、新たな取組ができた。空き店舗を活用した子育て支援助成は申請がなかったが、企業への子育て意識の啓発、普及については関係機関と連携して実施し、子育て支援のネットワークづくりに努めた。	
	【実施事業】	No.54「芦屋三大まつりでの交流」	No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」	No.58「企業への子育て意識の啓発、普及」
4	健康課	4	育児支援家庭訪問事業とこんにちは赤ちゃん事業との連携は、こまめな情報共有を行い、切れ目なく支援できた。また、定期的な連絡会だけでなく、必要に応じて家庭児童相談員と情報共有・ケース検討を重ねて支援にあたった。また、平成24年度からは赤ちゃん応援ネット事業が始まり、地域とのつながりが生まれた。障がい児が地域で育ち生活していくための仕組みづくりは他課との協働が今後の課題と考えられる。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.74「育児支援家庭訪問事業とこんにちは赤ちゃん事業の連携」	No.71「障がい児が地域で育ち生活していくための包括的な支援体制づくり(育児支援等療育事業担当者連絡会)」	
5	公園緑地課	4	安全なイベント開催のために警備体制を強化し、幅広い世代が集い交流を深められるよう取組んだ。	
	【実施事業】	No.54「芦屋三大まつりでの交流」		
6	子育て推進課 (こども担当)	4	子育てセンターの利用者数が年々増加し、地域の子育て支援が充実した。また、子育て自主活動グループも継続して地域で活動した。ファミリー・サポート・センター事業については、会員数が1,000人を超え、地域に根差した子育て支援のネットワークが広がっている。	
	【実施事業】	No.59「子育て専門員の確保、配置」 No.2「ファミリー・サポート・センター事業」 No.72「子育てグループの育成」 No.76「子育てセンター」	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.29「子育て井戸端会議」 No.73「要保護児童対策地域協議会」 No.77「子育て支援センター」	No.61「子育て支援ボランティアの育成」 No.71「障がい児が地域で育ち生活していくための包括的な支援体制づくり」 No.74「育児支援家庭訪問事業とこんにちは赤ちゃん事業の連携」 No.78「子育て情報発信拠点の充実、拡大」
7	子育て推進課 (新制度推進担当)	3	毎年市内の子育て支援団体に対して事業の取組等を照会することで、地域の子育て支援について確認することができた。市だけでは十分な子育て支援サービスを提供することは困難なので、地域との連携を大切にしながら今後本当に必要な支援を検討、実施していく。	
	【実施事業】	No.75「子育て支援活動のネットワーク(次世代推進協議会)」	No.79「市民・団体等の主体的な子育て支援事業の把握」	No.80「NPO及び市民・団体等との協働による子育て支援の把握」
8	子育て推進課	3	こどもフェスティバルの実施、トライやる・ウィークの受入れや老人施設への訪問等、地域とのきずなが深められるよう継続した取組を今後も行う。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」	No.62「保育所における地域との世代間交流」	
9	児童センター	4	一時保育等、同じ子育てを経験した母親を保育スタッフとして配置し、安心して子育て学習事業に参加できるように取組んだ。また、NPO団体への行事等の情報提供も行った。	
	【実施事業】	No.59「子育て専門員の確保、配置」 No.60「市民の子育て意識の高揚」		
10	市民参画課	4	子どもが安心して参加できるさくらまつりを開催し、子どもから大人まで幅広い世代が交流できるようになっている。あしや市民活動センター移転後は、子育ての市民活動団体も含め、利用者が増加した。しかし、子育ての市民活動団体同士や子育ての市民活動団体以外との連携について、さらに深めていく余地はある。	
	【実施事業】	No.54「芦屋三大まつりでの交流」 No.67「あしや市民活動センター」	No.55「市民フェスタ」	No.56「自治会活動への支援」
11	生涯学習課	4	子育て中の親がリラックスしながら子育てについて学び、同じ子育てをする母親同士で交流できるような事業を地域のボランティアグループと協働して実施した。地域で子育ての輪が広がるような取組として継続できるよう、検討を続けている。それ以外にもコミュニティ・スクールへの活動支援を継続して実施し、各コミスク活動が充実した内容で実施できた。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.66「コミュニティ・スクールへの支援」		

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
12	青少年愛護センター	4	愛護委員会総会、役員会、愛護協会、班集会等の活動を通じて「愛護ニュース」「愛護だより」を作成配布し、冊誌「愛護のひろば」にて子育て意識の高揚に努めた。また、地域連携の一環として、学校や地域での「あいさつ運動」を推進し、中学校区青少年健全育成推進会議の事業を通じて交流を深めた。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.84「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」	No.63「地域あいさつ運動の推進」	No.83「中学校区青少年健全育成推進会議」
13	青少年育成課	3	留守家庭児童会での日常的な活動や行事等を通じて、地域住民との積極的な交流を図っており、地域交流の場として地域の自然や施設等を積極的に活用していくよう努め、全学級での実施を実現した。	
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」	No.65「留守家庭児童会での地域との交流」	
14	地域福祉課(地域福祉係)	4	主任児童委員の定員増(4名→5名)により相談体制強化を図ることができた。「社会を明るくする運動」の開催、関係団体との連絡会、地域発信型ネットワークにおける各種会議等様々な機会を活用して事業を周知したり、地域での取組や相談先を紹介するよう努めている。今後も事業の継続実施が必要である。	
	【実施事業】	No.59「子育て専門員の確保、配置」 No.69「保護司会等関係団体との連絡会」	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.70「芦屋市地域福祉推進協議会」	No.68「民生委員・児童委員・主任児童委員との連絡会」
15	防災安全課	3	地域での子育て支援、見守り活動としてまちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を継続して促進することで、地域とのきずなを強化し、子育て親子が地域のネットワークに組込まれるよう促している。	
	【実施事業】	No.63「地域あいさつ運動の推進」		

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、アンケート調査等でも求められている「生活支援」施策を重点に捉え、経済的な支援をはじめ、自立に向けた制度の充実を図ります。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	子育て推進課(こども担当)	4	計画策定以降、児童扶養手当・福祉資金の貸付・自立支援プログラム策定事業など父子家庭も対象になり、ファミリー・サポート・センター利用時の助成事業を開始するなど支援対象者や制度の内容が広がった。ひとり親家庭数は、この5年間はほぼ横ばいであるが、母子・父子相談の内容は多岐にわたり、自立支援員が中心となり、児童扶養手当担当者や家庭児童相談員と連携し対応することが出来た。就労支援に関しても、ハローワークと連携し本人に合った支援を行い、また、毎年、一定数の訓練受講者があり正規職員としての就労に寄与することができたが、更なる支援に力を入れていきたい。	
	【実施事業】	No.85「就労のための資格取得の援助」 No.13「母子・父子家庭相談」 No.92「児童扶養手当」	No.86「母子自立支援プログラム策定事業」 No.90「ホームヘルプサービス」 No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」	No.87「芦屋市白菊会活動への支援」 No.91「母子、父子家庭年末の集い」 No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」
2	社会福祉課(福祉医療係)	4	母子家庭等に対して、医療を受ける際の医療費を助成することで、母子家庭等の保健の向上に寄与し、もってその生活の向上と福祉の増進を図るという目的は引き続き達成できた。また、平成26年7月からの県行革実施に伴う所得制限の厳格化(児童扶養手当全部支給限度額未済)に際して、本市の単独事業として現状の所得制限(児童扶養手当一部支給限度額未済)を維持できたことは大きな成果といえる。	
	【実施事業】	No.88「母子家庭等医療費助成」		
3	住宅課	3	母子家庭への自立支援の一環として、市営住宅へ入居しやすくなるよう、継続して困窮度判定での母子世帯の加点を実施した。	
	【実施事業】	No.95「母子世帯の公的住宅への優先入居」		
4	生活援護課	5	生活保護の基準に基づき母子加算が必要な世帯に対して支給を行った。今後も制度の基準に基づき漏れなく支給を行う。	
	【実施事業】	No.89「生活保護費 母子加算」		

(4) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、国では児童手当に替えて、さらに制度拡大した「子ども手当」の実施を決め、さらに高校修学のための支援施策など、経済的支援施策の充実を行っていきとしています。

本市においてもアンケート調査等で求められている経済的負担の軽減として、「養育費、教育費への支援」施策を重点に捉え、それら施策の推進を図ります。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	教育委員会管理課	3	子育て世帯に対して、継続して経済的支援施策を実施し教育機会の保障に努めた。今後も国の動向等を見ながら、適正な制度の実施を図っていく。	
	【実施事業】	No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」 No.111「就学奨励費支給」	No.109「幼稚園保育料の減額、免除」 No.112「奨学金」	No.110「私立幼稚園就園奨励費補助」 No.113「朝鮮人学校就学援助費」
2	子育て推進課 (こども担当)	4	こども手当から現行の児童手当に複数回制度改正があり、その度に制度の周知・申請勧奨を行い、毎年ほぼ100%の支給をすることができた。児童扶養手当については、母子・父子自立支援員と連携し確実に支給するとともに、その他扶助などは支給対象者を把握し、経済的負担の軽減を図ることができた。	
	【実施事業】	No.103「福祉施設等通園(通学)費扶助」 No.106「児童福祉施設入所児童補助金交付」 No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」	No.104「こども手当」(児童手当) No.92「児童扶養手当」	No.105「交通遺児就学奨励金」 No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」
3	子育て推進課	4	平成24年度に県の条例が改正され、対象者・補助金額が拡充された。制度に従い今後も適切に実施する。	
	【実施事業】	No.107「第2子以降の保育料の軽減」	No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」	
4	社会福祉課 (福祉医療係)	4	福祉医療制度全般において、今後も持続可能な制度とするためには原則として県制度に準じるとともに、恒久的な財源が確保できる範囲内での実施が望ましいが、市単独事業での負担軽減も視野に入れつつ、経済的支援の拡充を目指していく。	
	【実施事業】	No.96「乳幼児等医療費助成」 No.88「母子家庭等医療費助成」	No.97「障害者医療費助成」	No.98「こども医療費助成制度」
5	障害福祉課	3	重度・中度の障がいのある児童やその児童を介護している親等に手当を支給することにより、児童の福祉の向上や介護者の負担の軽減を図った。引き続き遅滞なく対象者へ支給することが必要である。	
	【実施事業】	No.100「障害児福祉手当」	No.101「重度心身障害児介護手当」	No.102「特別児童扶養手当」
6	生活援護課	5	生活保護の基準に基づき母子加算が必要な世帯に対して支給を行った。今後も制度の基準に基づき漏れなく支給を行う。	
	【実施事業】	No.89「生活保護費 母子加算」		
7	青少年育成課	3	新入生を対象とした留守家庭児童会入会の保護者説明会において、一定の所得以下の世帯に留守家庭児童会育成料の減額や免除についての説明を行い周知し、経済的支援に漏れがないよう努めた。	
	【実施事業】	No.114「留守家庭児童会育成料の減額、免除」		
8	保険課	3	「国保あんない」やホームページに掲載することで、制度を周知し、助成を行うという目標は達成できた。全国的な制度でもあるので市民のかたの認知度は高いと思われるが、今後も漏れなく確実に支給を行うことを心掛けていく。	
	【実施事業】	No.99「出産育児一時金」		

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

(1) 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを生み育てることや、男女が協力して家庭を築くことの大切さの理解を深めるため、教育・啓発を行うとともに、乳幼児とふれあう機会の拡充を図ります。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	4	中学校の家庭科の保育の学習の一環として、幼児とのふれあいを中心とした授業実践に継続して取り組むことができた。今後も学校の教育活動全体の中で、家庭地域と連携しながら家庭の大切さを学ぶ機会を積極的に進めていく必要がある。
	【実施事業】	No.115「家庭や子どもの大切さについての教育、啓発」	No.117 保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習
2	健康課	3	中学生はトライやる・ウィークで4か月児健康診査に参加することで、乳幼児とのふれあいの機会を持つことができた。今後も乳幼児のふれあい体験学習の機会として、トライやる・ウィークを通じて乳幼児健康診査の場を提供する。
	【実施事業】	No.117 「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	
3	子育て推進課 (こども担当)	3	トライやる・ウィークで中学生を受け入れたほか、中学生・高校生・大学生のボランティア活動として、子育て支援拠点で受入れを行い、保育体験を行った。少子化により、身近に乳幼児がいることが少なくなった現在において、貴重な体験であるため、継続して実施していきたい。
	【実施事業】	No.115「家庭や子どもの大切さについての教育、啓発」	No.116「次代の親の育成のための保育体験」
4	子育て推進課	3	体験学習として中高生が乳幼児にふれあう機会を設けたり、トライやる・ウィークで中学生を受入れたりして、子育てをすることについての新たな発見や大切さ等を感じてもらえるきっかけづくりに努めた。
	【実施事業】	No.117 「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	

(2) 家庭の教育力の向上

家庭の教育力を高めるため、「家庭教育の大切さ」を普及・啓発するとともに、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や子育て支援の専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを推進します。特に「親となるための学習機会や支援」施策を重点に捉え、家族の絆を深めるため、父親が子育てに参加できる機会を充実するとともに、家庭の教育力の向上をめざし、親として資質や教育力を身につけるための学習機会の確保や情報提供に努めます。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	専門の相談員を配置し、教育相談に取組んだ。電話相談に関しては、傾聴の姿勢を持って対応しており、今後も継続していく。
	【実施事業】	No.22「教育相談」	
2	学校教育課	3	芦屋市カウンセリングセンターでは、子育てに悩む保護者に対し、支援ができる施設として専門家による対応を実施することができている。父親の積極的な参加の場づくりに関しては、休日参観、運動会等を含め、今後もどのようなことができるのかを検討実施していく必要がある。
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.20「カウンセリングセンターの電話、面接相談」 No.21「特別支援教育センターの相談」
3	健康課	4	母子健康手帳交付時に父親の育児参加を促すための子育ての情報を提供した。また平日開催だったマタニティクッキングを土曜日開催とし、父親も参加しやすくなるような工夫を行い、父親の育児参加を促した。育児相談については継続して実施できている。
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.32「プレおや教室」 No.17「育児相談」
4	公民館	4	子育てや教育問題に関する講座・講演会は子育て支援団体等と協働し、現代社会が抱える様々な問題をテーマに沿った事業として開催できた。今後も団体等と協働し、有意な講座等を提供していきたい。
	【実施事業】	No.40「子育て学習会」	No.41「子育てに関する公民館講座」 No.42「教育問題講座及び講演会」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
5	子育て推進課 (こども担当)	3	親子で参加する事業を展開し、土曜日開催も含め、多くの参加者があった。中でも土曜開催の「わくわく冒険ひろば」や「子育て講演会」には、多くの父親が参加され、家庭での子育てに関する学習機会を提供することができた。引き続き土曜日の行事を継続して実施していきたい。	
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.29「子育て井戸端会議」 No.12「家庭児童相談」	No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」 No.30「子育て講演会の開催」 No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」 No.72「子育てグループの育成」
6	子育て推進課	4	家庭の教育力を高めるためには父親の育児参加が欠かせないため、保育行事への参加の呼びかけを行った。今後も継続して参加を呼び掛け、保育行事への参加を通してより育児に積極的に関わってもらえるような機会を提供していく。	
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」		
7	児童センター	4	家庭の教育力を高めるため、子育てと人権を基本にしながら、教育・環境・食育等の幅広い分野において保護者が学習できる機会を提供した。今後も継続して講座や講演会を実施するよう努める。	
	【実施事業】	No.120「環境・食育講座」	No.37「ミニ講演会の開催」	
8	市民参画課	3	以前は土曜日の事業で子育て世代の父親の参加を促進したりしたが、近年はシニア男性の市民活動につながる講座等を開催しているものの、子育て世代の父親を対象とした講座が出来ていないため、子育てについての意識を変え、子育てへの参加につながるような講座を企画する必要がある。また、同時に子育て世代の上司に当たる世代についても、子育てについての意識を変えるような講座を検討する必要がある。	
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」		
9	生涯学習課	3	家庭の教育力向上のため、子育てサポートブックを配布し、楽しくより良い子育てのヒントとなるよう継続実施してきた。今後も家庭における教育力向上を目指す、どの程度読んで活用されているのか等の検証が不十分であり、様々な情報ツールが進化した昨今ではどのような情報発信が有効か等も含め、検討していきたい。	
	【実施事業】	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」		
10	青少年愛護センター	3	相談者に対して、愛護センターの職員(指導主事)が親身に対応した。愛護委員が集う班集会において情報を共有しながら課題解決に取り組んでいる。今後も経験豊富でかつ適切なアドバイスができる職員として、指導主事等の職員の確保及び専門性の向上に努める必要がある。	
	【実施事業】	No.23「青少年愛護センターの相談」		
11	地域福祉課 (地域福祉係)	4	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施により地域の民生委員・児童委員に相談できることを周知した結果、活動が次第に定着しつつあり、継続して声掛けを行ったり地域の同世代の母親を紹介したりするなど情報を提供し家庭の教育力の向上にも務めた。今後も継続した事業の実施が必要である。	
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」		

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

家庭、地域との連携・協力のもと、基礎的な知識や技能に加え、確かな学力、豊かな心、健康や体力づくりなど「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな教育を充実します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター	3	教師が情報化の影の部分の実態や対処法を学び、研修等を行って対応してきた。現在タブレットPCを小学校に配置し、研究推進校を指定して活用方法を探っているところである。今後はその取組を全校に広げていくこと、中学校にも早期に配備できるようにしたい。	
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	No.142「情報教育の推進」	

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
2	学校教育課	4	学校園と家庭・地域が連携して、子どもたちの教育支援にあたる環境整備と、生きる力の育成に向けた取組を進めていくことができた。一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援については、今後も継続して取組を進めていくことが必要である。	
	【実施事業】	No.121「保・幼の連携強化と積極的交流」 No.125「幼稚園の食に関する指導者の充実」 No.128「なかよしフェスティバルの開催」 No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」 No.133「学校における食育の実施」 No.136「学校における健康診断」 No.139「学校体育振興事業」 No.142「情報教育の推進」 No.145「なかよし交流キャンプ」 No.148「学校職員等の人材育成と資質の向上」 No.151「学校間交流」	No.122「小学校との連携」 No.126「幼稚園における配慮を要する幼児の受け入れ指導」 No.129「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)」 No.134「学校の給食の充実」 No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」 No.140「環境教育推進事業」 No.143「国際理解教育推進事業」 No.146「小中学校における特別支援教育」 No.149「進路指導の推進事業」 No.153「学校評議委員制度及び学校評価」	No.124「幼稚園における食に関する情報提供、指導」 No.127「幼稚園職員等の人材育成と資質の向上」 No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」 No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」 No.135「学校の食に関する指導者の充実」 No.138「文化体育振興事業」 No.141「自然学校事業」 No.144「適応教室「のびのび学級」」 No.147「トライやる・ウィーク」 No.150「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」 No.154「地域への情報提供」
3	教育委員会管理課	3	幼稚園を地域の子育て支援の拠点として位置付け、遊戯室や保育室、園庭を開放し、子育て支援活動の充実に努めることができた。	
	【実施事業】	No.123「幼稚園施設の有効活用(なかよしひろば、子育てグループへの活動の場の提供)」	No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」	
4	公民館	4	子育てや教育問題に関する講座・講演会は、子育て支援団体等と協働し、現代社会が抱える様々な問題について共に考え決定したテーマに沿った事業を開催できた。今後も団体等と協働しながら有意な講座等を実施する。	
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」		
5	子育て推進課	3	近隣保育所・幼稚園で行事等の交流を行うとともに、小学校等へは連絡会や学校行事への参加等を実施した。今後も継続した取組が必要である。	
	【実施事業】	No.121「保・幼の連携強化と積極的交流」	No.122「小学校との連携」	
6	児童センター	3	パソコンクラブにおいて、情報の正しい理解と判断の育成ができるよう、基本操作の習得だけでなく、児童の健全なプログラムを基に事業を実施した。	
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」		
7	生涯学習課	4	DVDの購入や成人式に人権啓発グッズ等の配布を行ったことは、人権に目を向ける小さなきっかけとしての効果はあると考えるが、より有効な啓発の機会や方法の検討は必要と考える。また、学校と家庭・地域の連携と協力は近年、目に見えて進んでおり、引き続き推進するよう努める。	
	【実施事業】	No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」	No.152「人権教育の啓発」	
8	青少年愛護センター	4	ネット社会の課題に見合った研修会を警察等の関係機関と連携して開催した。また愛護委員会、愛護協会、中学校区青少年育成推進会議等様々な機関を通じて注意喚起と正しい情報の理解と判断の育成のための研修会を継続して実施した。	
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」		
9	防災安全課	4	地域との連携・協力により防災訓練を実施し、防災に対する基礎的な知識の習得を図った。また、交通安全教室と併せて防犯教室も実施し、子どもの防犯教育及び知識の向上に寄与した。今後も安全教育については、継続して実施していく。	
	【実施事業】	No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」		

(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、市民からも求められている「居場所づくり」施策を重点に捉え、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所として、図書館分室及びロビー等を開放している。児童も学習目的で来館している。
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」
2	学校教育課	3	トライやる・ウィークの期間での、子育て支援活動等を行う事業所での実習等、学習、交流の場となる事業所の確保に努めることができた。相互交流の居場所づくりという観点からは、今後も検討していくことが必要である。
	【実施事業】	No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	
3	教育委員会管理課	3	地域の子どもの居場所づくり、あるいは地域住民のコミュニティ活動の一助として学校の校庭や体育館等の空きスペースを開放し、子どもの居場所づくりに努めた。
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」	No.162「公共施設等利用料金の軽減」
4	経済課	3	秋まつりでは、だんじりとこどもこし参加の子どもたちとの交流等、新たな取組ができた。空き店舗を活用した子育て支援助成には申請がなかったが、継続して利用の啓発を行い、子どもの居場所づくりを推進していく。
	【実施事業】	No.54「芦屋三大まつりでの交流」	No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」
5	健康課	1	福祉センターに貸室があり、ニーズがないため保健センターのスペース開放は行っていないが、ニーズがあれば対応する。トライやる・ウィークの受入れを行い、乳幼児健康診査等の事業に参加してもらおう中で、乳幼児や保護者との交流を行った。
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」	No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」
6	公園緑地課	4	子ども同士が地域の中で安心して交流できる場として利用できるよう、公園施設の長寿命化計画に基づき老朽化している施設の更新工事を実施した。予定されていた公園等の整備は計画通りに整備できたので、今後も安全安心な子どもの居場所づくりを推進していく。
	【実施事業】	No.158「都市公園、児童遊園等の整備」	
7	公民館	4	社会教育関係団体には3割減免制度を活用し、使いやすい施設として今後も継続するとともに、夏休み子ども対象事業を市民ボランティア講師や子育て支援団体と協働して企画・開催し子どもたちとの交流も深めていく。
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」 No.193「公民館の夏休み子ども対象事業」
8	子育て推進課 (こども担当)	4	子育て親子の集いの場として、また子どもが自主的に参加する場として、各事業とも参加者が増えた。特に子育て支援センターは子どもの居場所として定着している。地域の人と年代を超えてふれあうことで、子どもの社会性を育むことができた。
	【実施事業】	No.157「世代を超えて集える遊び場」 No.43「あい・あいる～む」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」 No.45「なかよしひろば」 No.77「子育て支援センター」 No.46「こどもフェスティバルの開催」
9	子育て推進課	3	地域交流の場として定着していた「園庭開放」の参加者が年々減少してきていたため、周知に努めるなどして利用者の増加に取組んだ。今後も地域の中で安心して、子ども同士が交流を図れる場としてより多くの方々に保育所を利用してもらえるよう努める。
	【実施事業】	No.48「園庭開放」 No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	No.49「体験保育」 No.50「出前保育」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
10	児童センター	4	0歳から18歳までの児童及び保護者を対象に、児童健全育成事業、子育て支援事業を充実させ、身近な子育ての拠点として活用できるよう、参加者アンケートを基に内容を検討しながら事業を展開することができた。	
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」 No.161「育児サポートルーム」 No.170「親子ミニトランポリン教室」 No.173「ジュニアクラブ」 No.176「人形劇」 No.179「親子自然教室」 No.120「環境・食育講座」	No.159「児童館(児童センター)の充実」 No.162「公共施設等利用料金の軽減」 No.171「小学生トランポリン教室」 No.174「ジュニアパソコンクラブ」 No.177「自習室の設置」 No.52「ひよこひろば」	No.160「児童館(児童センター)の周知、情報提供」 No.169「こどもひろば」 No.172「手づくりひろば」 No.175「映画会」 No.178「図書活動」 No.53「親子クラブ」
11	市民参画課	4	地域の方が先生となり、小学生の習字教室等に地区集会所を活用しており、子どもの居場所の提供につながっている。また、地区集会所でまつりも開催され、地域の高齢者と子どもたちが交流する機会になっている。	
	【実施事業】	No.155「地区集会所の有効活用」	No.54「芦屋三大まつりでの交流」	No.56「自治会活動への支援」
12	生涯学習課	4	事業を継続実施しながら、小学校の校庭解放等をより子どもたちが利用しやすい事業にするために制度等の見直しを行った。また、子ども同士が交流したり体を動かす機会を増やす試み等を行った。今後も引続き検証と見直しを行いながら、事業の充実に努める。	
	【実施事業】	No.166「小学校の校庭開放」 No.66「コミュニティ・スクールへの支援」	No.167「放課後子どもプラン(教室型)」	No.196「中高生向けの文化、スポーツ活動」
13	スポーツ推進課	3	社会教育関係団体が青少年を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする事業として使用するときは7割の額を免除する規則を新たに設けることができたが、料金の軽減について年度毎の改正は現実的に難しい。子ども同士の交流の場として料金を支援するという考えもあるが、制度的な優遇措置を考えていく必要性がある。	
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」		
14	青少年育成課	3	子ども会活動を通じてジュニアリーダーの募集に努め、リーダーの育成・支援を図っており、子どもの居場所づくり事業については(特)芦屋市体育協会が独自事業として継続して実施してきた。今後も中高生の自主性を尊重し、かつ地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成、支援を実施していく。	
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」 No.192「青少年センターでの事業」	No.164「子どもの居場所としての青少年センターの充実」 No.194「子ども会連絡協議会への支援」	No.165「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」 No.195「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」
15	福祉センター	0	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。	
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」		
16	図書館	3	おはなし・読み聞かせをはじめとした本と子どもを結びつける事業、またそれに携わる大人を対象に研究会を開催するなど、子どもが本に親しむために必要な支援を行った。図書館が子どもや親子の居場所として快適に利用してもらえるよう取組を継続していく。	
	【実施事業】	No.182「打出こどもおはなしの会」 No.185「こどもおはなしの会」 No.188「こどものほんの研究会」 No.191「小学生の本の部屋」	No.183「絵本の会」 No.186「親子で楽しむお話し」の会」 No.189「折り紙教室」	No.184「親子で楽しむ絵本の会」 No.187「おはなしの研究会」 No.190「人形劇の会」
17	美術博物館	4	中学生以下の観覧料は無料であり、市内の学校等と連携し展開する事業やワークショップ等子ども達が文化に親しむ機会の創出に努めた。指定管理での運営ではあるが、子どもたちが美術館を身近に感じることができるよう事業に取り組んでいる。	
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」	No.168「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
18	隣保館	3	「パソコンで遊ぼう」は小学校低学年の参加者が定着しており、引き続き内容の充実を図っていききたい。また、「ビデオブースの利用」については春休みと夏休みに利用者が集中する傾向にあるが、今後も気軽に子どもが立ち寄れる場として活用してもらえよう、子どものニーズに対応して実施する。
	【実施事業】	No.180「パソコンで遊ぼう」	No.181「ビデオブースの利用」

(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進

子どもの人権をおびやかす問題に対して、未然防止の取り組みを強化するため、学校園、行政、地域が連携し、早期対応及び防止への体制の強化を行うとともに、子ども自らが意見を表明し、行動する主体的な取り組みを支援し、「児童の権利に関する条約」の普及やその主旨である「児童の最善の利益」を尊重した子どもの人権に対する正しい理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、国の指針である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」として、保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」を対象とした「相談・支援」施策を重点に捉え、さらなる充実を図り、行政、学校、関係機関、団体等と連携を行い途切れない支援を目指します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	4	スクールカウンセラーの有効活用については、その認知度も上がり位置づけも向上してきているため、充実を図って相談支援の体制強化に努めていきたい。各相談機関同士の横の連携については、今後は学校教育課だけではなく他課とも行っていく必要がある。
	【実施事業】	No.199「命の尊さに関する教育、啓発」 No.20「カウンセリングセンターの電話、面接相談」	No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」 No.21「特別支援教育センターの相談」
2	子育て推進課 (こども担当)	5	児童虐待など深刻な人権侵害について、家庭児童相談員を1名増員し、かつ家庭児童相談システムを導入したことにより体制を強化し、様々な相談に応じるとともに一時保護や入所につなぐなど対応してきた。また、「児童の権利に関する条約」啓発リーフレット(保護者版、小学生用、中学・高校生用)を作成し、毎年配布している。更なる人権意識の高揚を図る必要がある。
	【実施事業】	No.199「命の尊さに関する教育、啓発」 No.202「子どもの主体的活動の支援」 No.11「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」 No.203「被害にあった子どもの一時保護」	No.200「子どもの虐待防止のための啓発」 No.59「子育て専門員の確保、配置」 No.12「家庭児童相談」 No.73「要保護児童対策地域協議会」 No.201「『児童の権利に関する条約』啓発リーフレットの作成」 No.4「育児支援家庭訪問事業」 No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」
3	子育て推進課	3	公立6保育所において、電話における子育て全般に関する相談を実施しており、何かあれば相談できる窓口として支援体制を整えている。また、震災20周年に合わせ例年実施している震災のつどいを精道保育所にて市内公立保育所の5歳児を集めて行った。今後、日々の保育を通じて、命の尊さに関する教育や啓発について継続して取り組む。
	【実施事業】	No.199「命の尊さに関する教育、啓発」	No.15「保育所での育児相談」
4	児童センター	4	有資格者を保育スタッフとして登録し、育児支援事業等へ配置するなど、保護者が安心して事業に参加できる体制を確保している。また、保護者の相談に対して、問題を早期に把握し関係機関と連携しながら必要な支援が検討できる取組を実施している。
	【実施事業】	No.59「子育て専門員の確保、配置」	
5	人権推進課	4	子どもの権利を含む人権推進では、「第二次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、関係部署と連携を図りながら、啓発事業を実施した。平成27年度は5年に一度の指針の見直し年度のため、懇話会の委員の意見を伺いながら、本部会議において、次期指針の策定をする。
	【実施事業】	No.197「子どもの権利に対する認識の啓発・普及」	No.198「新たな芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定・推進」
6	青少年愛護センター	3	児童等の最善の利益を考慮し、愛護センターへの相談者に対しては、愛護センターの職員(指導主事)が親身になって課題を解決するよう取組んでいる。今後も経験豊富でかつ適切なアドバイスができる職員として、指導主事等の職員の確保及び専門性の向上に努める必要がある。
	【実施事業】	No.23「青少年愛護センターの相談」	

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
7	地域福祉課 (地域福祉係)	4	主任児童委員の増員による相談体制強化, こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施による相談先(民生委員・児童委員)の周知が図れた。訪問後も継続して声掛けや見守り, 情報提供等を実施することにより子育て家庭と地域のつながりが途切れないよう努めた。今後も継続した取組が必要である。
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談, 指導」	No.59「子育て専門員の確保, 配置」

(6) 障害児施策の充実 「芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画」・「芦屋市第3期障害福祉計画」にて包括

(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ネット犯罪やその他の有害環境から子どもたちを守るために, 警察や行政, 学校, 地域, 関係機関との連携を強化するとともに, 有害環境対策事業や, 地域, 学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	教員研修を主に設定し, 各教員の情報モラルについての指導力向上を目指している。しかし, とても複雑化してきているのが現状である。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
2	学校教育課	4	児童生徒のアンケート調査の結果から, ネット社会における芦屋の子どもたちの課題を明らかにして, 研修会の開催等することができた。ネット社会の課題に関しては, 情報も日々変化しているので対応できる体制を整えていく必要がある。
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
3	健康課	4	施設内全面禁煙を実施している。禁煙教育や母子健康手帳配布時の禁煙の啓発等を継続し, 子どもの受動喫煙の防止を目指す。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	
4	公民館	4	子育てや教育問題に関する講座・講演会は, 子育て支援団体等と協働し, 現代社会が抱える様々な問題について共に考え決定したテーマに沿った事業を開催できた。今後も団体等と協働しながら有意な講座等を実施する。また, 施設内は全面禁煙を実施している。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
5	児童センター	4	ジュニアパソコンクラブの講座において, パソコン使用の際の注意事項について情報教育を行った。また, 受動喫煙防止のため敷地内禁煙のポスターやステッカーを掲示し, 禁煙を実施した。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
6	青少年愛護センター	4	携帯電話・インターネット等に関連した, 子どもを取り巻く様々な問題から「子どもを守る」啓発活動を継続実施した。今後も警察関係機関と連携し, 日常的な巡視活動を継続し, 白ポストの周知を図るなど健全な環境浄化活動に努め, 危険な環境や犯罪から子どもを守り, ネット社会における情報の正しい理解と普及に努める。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
		No.206「犯罪等, 子どもを取り巻く様々な危険性についての教育, 啓発」	No.205「環境浄化活動」 No.207「関係機関の連携による環境浄化活動」
7	青少年育成課	3	館内, 敷地内はすべて禁煙とし, 施設利用者の受動喫煙を防止できるよう努めた。
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0~5段階評価)と今後の課題	
8	福祉センター	5	保健福祉センターにおいて、館内禁煙を実施することにより、施設利用者の受動喫煙を防止できている。
	【実施事業】	No.204	「子どもの健康を守る環境づくり」
9	図書館	3	社会教育部の他施設と連携し、図書館内における受動喫煙防止の取組を引き続き行う。
	【実施事業】	No.204	「子どもの健康を守る環境づくり」
10	美術博物館	5	公立文化施設として、子どもの健康を守るため、敷地内においては全面禁煙としている。
	【実施事業】	No.204	「子どもの健康を守る環境づくり」

基本目標 4

「仕事と子育ての両立の推進」

(1) 保育サービス等の推進

女性が働きながら子育てを行うために、必要不可欠でありニーズも多い「保育サービス等の充実」施策を重点に捉え、現在ある保育所の待機児童の解消に努めるとともに、通常保育の他、保育所や幼稚園、学童保育の多様化するニーズに柔軟に対応するため、さらなるサービスの充実や子どもの良好な保育環境の確保を図ります。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	学校教育課	4	市内全公立幼稚園で預かり保育が実施され、保護者への子育て支援としての取組は充実し、利用者も増加してきた。保育所、幼稚園や小学校との連携は、体験給食や行事を通して幼児、児童の交流が実施されている。今後教育面でのお互いの理解を推進していくことが必要である。	
	【実施事業】	No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.221 「幼稚園延長保育事業」	
2	教育委員会管理課	5	平成23年度から市内公立幼稚園の3園で預かり保育を実施し、平成25年度には全9園で実施した。就労をはじめとする多様な保護者のニーズに対応し、子どもの良好な保育環境の確保にも努めた。	
	【実施事業】	No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.221 「幼稚園延長保育事業」	
3	子育て推進課 (こども担当)	4	平成24年度に、会員登録だけで利用の無い依頼会員を整理した結果、一時的に会員数が200名ほど減ったが、その後の周知啓発により、会員数は平成22年度当初と同じくらいまで増加した。活動回数については、会員数が平成22年度とほぼ同数であるにもかかわらず、3割増しになっており、活発な利用が行われていることがうかがえる。様々な保育需要に対応するため、更に協力会員の確保に努めていく必要がある。	
	【実施事業】	No.2 「ファミリー・サポート・センター事業」		
4	子育て推進課	4	保育所の定員を大幅に拡大してきたものの、依然として待機児童が存在しているため、整備計画に基づき今後も待機児童の解消に向けた取組を実施していく。未実施の事業が実施できたことや、給食の充実等も含め、全体的には子育て世帯のニーズに応えられるよう事業を推進することができた。	
	【実施事業】	No.208 「保育所における食に関する情報提供、指導」 No.211 「延長保育事業」 No.214 「保育所の適正配置」 No.217 「近隣市との協力(広域入所等)」 No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.209 「保育所の給食の充実」 No.212 「通常保育事業」 No.215 「統合(障がい児)保育」 No.218 「保育施設の人材育成と資質の向上」 No.5 「一時預かり(一時保育)事業」	No.210 「保育所の食に関する指導者の充実」 No.213 「乳児保育」 No.216 「病児・病後児保育事業」 No.219 「民間保育所への運営支援」 No.6 「一時預かり事業」
5	青少年育成課	4	待機児童を作らないよう、場所と人員の確保に努めた。今後の課題としては学童保育の多様化するニーズに柔軟に対応するため4年生以上の児童の受入れ方法について考える必要がある。	
	【実施事業】	No.222 「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン(クラブ型))」		

(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」改正などにより、男女がともに働き続けるための条件整備が進んでいます。国の指針である「仕事と生活の調和の実現」として、「労働者や市民、企業への意識啓発」施策を重点に捉え、子育てしやすい職場環境づくりに向け、労働者や市民、事業所への意識啓発を図ります。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	経済課	3	労働相談の実施を継続するほか、ハローワーク西宮と連携して個別就職相談の充実を図ってきた。その他制度の周知や啓発についても引き続き実施し、子育てしやすい職場環境づくりができるよう努める。今後ホームページ等を利用した啓発の充実なども検討する必要がある。	
	【実施事業】	No.224 「育児休業制度等の普及促進」 No.227 「事業所(企業)内保育所の設置促進」 No.230 「労働相談窓口の紹介」 No.232 「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進計画の策定、周知」	No.225 「労働時間短縮やフレックス制度の周知」 No.228 「ワークシェアリング導入促進」 No.231 「関係機関と連携し、就労支援のための情報提供」	No.226 「子育て支援に必要な休暇取得の普及促進」 No.229 「再雇用制度の普及促進」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
2	子育て推進課 (新制度推進担当)	3	子育てしやすい環境づくりのため、次世代育成支援対策推進行動計画にある子育て支援についての周知を図ってきた。市民には広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して情報提供に努めたが、企業に向けての周知はできておらず今後の課題である。まず、市役所から意識啓発を行うことにより、子育てしやすい職場環境を整備できるよう努める。
	【実施事業】	No.232 「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定、周知」	No.233 「次世代育成支援対策推進行動計画の啓発、普及」
3	男女共同参画推進課	4	男女共同参画による子育ての視点で、市民グループとの協働により市民企画講座を実施した。市民グループの企画・運営により、男女が子育てに主体的に関わることの大切さを発信することが以前より進んだ。
	【実施事業】	No.223 「男性の働き方の見直しに向けた啓発」	

基本目標5

「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」

(1) 良好な居住環境の確保

子育て家庭に配慮した良好な居住環境の整備や、情報提供に努めます。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	住宅課	3	市営住宅へ入居しやすくなるよう、継続して若い世帯、子育て世帯へ困窮度判定の加点を実施した。また、中堅所得者層向けの住宅について入居促進を図るため、新規の新婚世帯や子育て世帯に対しての家賃軽減も継続して実施した。
	【実施事業】	No.234「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」	No.235「住宅に関する情報提供」

(2) 子どもにやさしい環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。乳幼児をもつ家庭から充実を求められている「福祉のまちづくりの推進」施策を重点に捉え、道路交通環境や公共施設等を中心とする整備を行います。また、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	建設総務課	4	交通安全教室・通学路点検等により「交通弱者」の立場からの交通事故防止対策は進んでいるが、今後事故加害者となり得る「自転車運転者」の立場からの交通事故防止対策についても取組を強化する必要がある。また、子どもは保護者の行動を見て育つことから、保護者への交通安全教室についても検討を進める。
	【実施事業】	No.244「不法駐輪や不法駐車をなくす運動の推進」 No.247「交通安全教室の開催」	No.245「通学、通園路等の横断小旗の管理、点検、補充」 No.248「交通安全に関する出前講座」 No.246「チャイルドシート着用の普及、徹底」
2	建築課	4	公共施設の新造改築や改修に際して、障害者・高齢者・ベビーカー利用の親子等が安全・安心に利用できるようユニバーサルデザイン化等の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し整備を行う。
	【実施事業】	No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」	
3	建築指導課	4	平成23年7月より福祉のまちづくり条例の大半が建築基準法の関係規定となり、審査・検査等の大半が指定確認検査機関で行われることになったことから、指定確認検査機関で適正に指導を行うよう指導した。
	【実施事業】	No.238「福祉のまちづくりの推進」	
4	子育て推進課 (こども担当)	5	親子での外出が楽しくなるような冊子「親子でお散歩マップ」については、NPO法人のコーディネートの下で子育て中の母親の意見を取り入れるなど、福祉のまちづくりの観点で内容の充実を図った。
	【実施事業】	No.27「ユニバーサルデザインの子育てマップの作成、配布」	
5	社会福祉課 (管理係)	4	市内公共施設等のバリアフリー情報をホームページに掲載し周知を図るとともに、ノンステップバスや阪急芦屋川駅のスロープ設置に対する補助により、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化を進めた。
	【実施事業】	No.238「福祉のまちづくりの推進」 No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」	
6	道路課	4	誰もが安全・安心かつ快適に市内を通行できる街づくりを目指して、道路や公益等の維持補修や整備、啓発標識の設置等に取り組んだ。今後も継続して実施していく必要がある。
	【実施事業】	No.240「通学、通園路等の道路維持補修」 No.243「交通安全施設の整備」	No.241「自転車が安全に通行できる道路、歩道の整備」 No.242「夜間の交通安全の確保」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
7	福祉センター	5	総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点として、市内の人的資源も含めた社会資源を活用し、連携を図った。毎年1回、はなみずき芦屋一帯で、保健福祉フェアを開催し、保健福祉センターの周知啓発に努め、関係課や地域団体、ボランティア団体と共に福祉のまちづくりの意識啓発を行っている。今後も実施事業の検証を行い、保健・福祉サービスを総合的に提供していく必要がある。
	【実施事業】	No.236「福祉センターの開設」	No.237「福祉フェアの開催」

(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっており、それらへの取組については、子育てを行う家庭から強く求められているため「防犯対策」施策を重点に捉え、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	4	全小学校3年生を対象にCAP講習会を開き、阪神淡路大震災を語り継ぎ、防災教育を推進してきた。また、通学路点検を3年毎に行い、交通安全教室を開催してきた。今後は、より安全教育を充実させていくことが必要である。
	【実施事業】	No.249「危機管理体制の強化」	No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」
2	公園緑地課	5	子どもたちが安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を実施し、公園のトイレの建替えや改修工事も実施して環境整備に努めた。
	【実施事業】	No.250「安全な公園づくり(安全な遊具、防犯設備の設置、トイレの整備、点検等)」	
3	子育て推進課	4	危機管理マニュアルを見直したり、定期的に防災訓練や防犯訓練を実施し、いざというときの対策については繰り返し行ってきた。今後も訓練を継続していくとともに、自然災害等に対する備えについても十分に行う必要がある。
	【実施事業】	No.249「危機管理体制の強化」	
4	消防本部	4	子どもの急病や事故等の際に素早く適切な対応ができるように、保護者・教職員等を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行ってきた。今後も各種講習会の回数及び受講者人数を増やし、万一の事態に備える体制を整える。
	【実施事業】	No.255「救急法の学習」	
5	青少年愛護センター	4	愛護委員による日常的な巡視活動を通じて、子どもたちを取り巻く様々な課題を整理し、危険な環境から子どもを守り、安心して暮らせるまちづくりを推進する。
	【実施事業】	No.256「街頭巡視活動」	
6	防災安全課	4	地域や青パトによる見回り活動が、子どもたちに見守られているという安心感を与え、自身の危険回避能力の向上に寄与してきた。また、防災行政無線の運用については市内全域を網羅しているが、気象条件や建物の構造等により聞き取りにくい部分がある等、改善の余地がある。防災ネットについては更なる加入者数の増加を図りたい。
	【実施事業】	No.251「防災行政無線の運用」 No.254「青色回転灯付パトロール車による安全パトロール」	No.252「あしや防災ネットの運用」 No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」 No.253「関係機関の連携によるパトロールの強化」

基本目標 6

「子ども・若者の成長と自立に向けた支援」

(1) 社会参加と居場所の充実

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等の様々な活動の機会や情報の提供を行い、次代を担う子ども・若者が社会性を学び、大人になるための準備ができるような取り組みを目指します。

担 当 課		上記基本目標に対する取り組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター 【実施事業】	3	次代を担う子ども・若者に対して、ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成ができるよう、教員研修を踏まえ、情報教育指導能力の向上を目指して取り組んでいる。 No.131 「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
2	学校教育課 【実施事業】	3	不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組の推進、命の大切さを実感できる様々な事業を実施することができた。児童生徒の安全安心な居場所づくりに関しては、今後も他課と連携しながら推進していく必要がある。 No.131 「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」 No.147 「トライやる・ウィーク」	No.140 「環境教育推進事業」 No.144 「適応教室「のびのび学級」」 No.141 「自然学校事業」
3	教育委員会管理課 【実施事業】	3	地域の子どもの居場所づくり、あるいは地域住民のコミュニティ活動の一助として、学校の校庭や体育館等の空きスペースを開放し、地域の方の居場所づくりに努めた。 No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」	
4	経済課 【実施事業】	3	秋まつりでは、だんじりとこどもみこし参加の子どもたちとの交流等、新たな取組ができた。子ども・若者がまつりを通して様々な活動や交流ができるよう今後も継続して実施していく。 No.54 「芦屋三大まつりでの交流」	
5	健康課 【実施事業】	0	保健福祉センターに貸室があり、保健センターにはニーズがなくスペース開放は行っていないが、ニーズがあれば対応する。 No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」	
6	公園緑地課 【実施事業】	4	安全なイベント開催のために警備体制を強化し、幅広い世代が集い交流を深められるよう取組んだ。 No.54 「芦屋三大まつりでの交流」	
7	公民館 【実施事業】	4	子育てや教育問題に関する講座・講演会は、子育て支援団体等と協働し、現代社会が抱える様々な問題について共に考え決定したテーマに沿った事業を開催できた。今後も団体等と協働しながら有意な講座等を実施する。 No.131 「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
8	子育て推進課(こども担当) 【実施事業】	4	中学生・高校生・大学生のボランティア活動として、子育て支援拠点で受入れを行い、保育体験を行った。少子化により、身近に乳幼児がいることが少なくなった現在において、貴重な体験であると考え。また、子育て支援センターのスタディールームやミュージックスタジオの利用者数や福祉センターの開放事業の利用者数が年々増加し、学齢期児童の居場所として一定の役割を果たした。 No.116 「次代の親の育成のための保育体験」 No.77 「子育て支援センター」 No.157 「世代を超えて集える遊び場」	
9	児童センター 【実施事業】	4	自習室はいつも多くの方々に利用してもらっているが、夏休みには小学生が利用できるよう専用の自習スペースを設けた。今後は多世代及び地域間で交流ができるよう、卓球等が自由にできるホールの開放日についても検討していく。 No.131 「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」 No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」 No.177 「自習室の設置」	
10	市民参画課 【実施事業】	3	学生対象のボランティア講座を開催し、受講生は「芦屋さくらまつり」や「市民活動フェスタ」でボランティアを実践してきた。学生がボランティア活動をすることによって、地域のことを学び、社会性を身に付けることができる機会となっている。 No.54 「芦屋三大まつりでの交流」 No.55 「市民フェスタ」 No.155 「地区集会所の有効活用」	

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題			
11	生涯学習課	4	コミスク活動が周知され活発になることで、より多くの中高生がコミスク活動を通して交流できるようになるため、コミスク合同文化展において検討を重ねた。多くの方に参加してもらえるような周知方法や内容を今後も検討していく。		
	【実施事業】	No.196	「中高生向けの文化、スポーツ活動」		
12	青少年愛護センター	4	ネット社会の課題に見合った研修会を警察等の関係機関と連携して開催した。今後も愛護委員会、愛護協会、中学校区青少年育成推進会議等様々な機関を通じて、次代を担う子ども・若者が社会性を学び自立していけるよう、正しい情報の理解と判断ができる子どもの育成のための研修会を継続して実施していく。		
	【実施事業】	No.131	「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」		
13	青少年育成課	3	「成人式の企画・運営」では、新成人が自らの成人式を実施するために協議し、式の企画運営をするという社会性を学び、大人になるためのいい経験ができています。今後は中高生の自主性を尊重し、かつ地域で時代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成、支援を実施していく。		
	【実施事業】	No.156 No.257	No.192 「青少年センターでの事業」 No.258 「青少年リーダーの育成」	No.195 「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」 No.259 「出会いサポート事業」	
14	地域福祉課 (地域福祉係)	3	出会いサポート事業については兵庫県の事業として実施されているが、地域福祉課へは県からの要請がなく実施していない。県からの要請があれば広報・周知し、交流の機会について情報提供を実施していく。		
	【実施事業】	No.259	「出会いサポート事業」		
15	図書館	3	図書館で子どもから大人まで気軽に利用できるように、館内で憩えるスペースを提供した。今後も市民の憩いの場として、快適に過ごしてもらえるような環境整備に努める。		
	【実施事業】	No.260	「図書館のフリースペース」		
16	福祉センター	0	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。		
	【実施事業】	No.156	「その他公的施設の空きスペースの開放」		

(2) 地域で支える仕組みづくり

困難な状況にある子ども・若者本人やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。まず、はじめの一步を踏み出せるような相談窓口を設け、個別支援の方法を探ります。また、仲間同士の支えあいや交流を大切に、地域の多様な協力者が、子ども・若者の声を聞き、支援していけるような体制づくりを推進していきます。

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題			
1	お困りです課	3	相談には丁寧に対応し、相談内容に応じた適切な部署や機関を案内している。必要に応じ関係各課と連携をとリスムーズに相談に入れるよう支援できた。		
	【実施事業】	No.264	「市民相談窓口」		
2	学校教育課	3	様々な困難な状況におかれた子どもたちに対して、どのような支援が必要なのかということ、関係機関と連携しながら支援を進めていくことができた。スクールソーシャルワーカー等、支援のネットワークを構築するコーディネーターの存在が重要になっている。		
	【実施事業】	No.20 No.81	No.137 「スクールカウンセラー、保健室の活用」	No.63 「地域あいさつ運動の推進」	
3	経済課	3	労働問題全般に関する相談窓口を紹介し情報提供や支援を行うとともに、ハローワーク等と連携を図り、就労に関する情報提供や幅広い就労支援を行った。		
	【実施事業】	No.230	No.231 「関係機関と連携し、就労支援のための情報提供」		

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
4	子育て推進課 (こども担当)	4	地域や関係機関と連携し、要保護児童などの早期発見と適切な保護を行うことができた。24年度に家庭児童相談員を4人に増やし、子どもや子どものいる家庭の相談体制を強化し、増加する相談件数に対応することができた。今後も更に相談窓口の周知を図る必要がある。	
	【実施事業】	No.12「家庭児童相談」	No.73「要保護児童対策地域協議会」	No.269「福祉職員等の人材育成と資質の向上」
5	子育て推進課 (新制度推進担当)	4	次世代育成支援対策推進協議会では地域の様々な協力者が集い、子ども・子育てに関する支援について協議をしてきた。協議会で出た意見は関係課に伝え対応するなどして、子育て支援を実施してきた。この5年間を通して、地域には子ども・子育て、若者支援に協力的な団体や組織がたくさん存在するということが分かったため、今後の支援に活用できるよう検討していきたい。	
	【実施事業】	No.75「子育て支援活動のネットワーク(次世代育成支援対策推進協議会)」		
6	市民参画課	3	困難な状況にある子どもや家族を支援するNPOの活動を、あしや市民活動センターで中間支援しており、NPO団体が問題を抱える子どもについての周囲の理解を深めるための活動などを間接的に支援してきた。今後も地域での活動を支援していけるような体制づくりを進める。	
	【実施事業】	No.56「自治会活動への支援」	No.67「あしや市民活動センター」	
7	生涯学習課	4	コミュニティ・スクールへの活動支援を継続して実施し、各コミスク活動が充実した内容で実施できた。今後は活動の担い手や更なる事業の活性化に努めていただき、活動内容がマンネリ化することなく、地域との連携・ネットワークの拡充を図れるように支援をしていく。	
	【実施事業】	No.66「コミュニティ・スクールへの支援」		
8	人権推進課	3	人権擁護事業として、神戸地方法務局西宮市局や人権擁護委員と連携し、特設人権相談所の開設や小学生を対象にした人権教室、幼稚園児を対象にした人権花運動、12月の人権週間に実施する街頭啓発に取組んだ。	
	【実施事業】	No.261「人権擁護事業」		
9	人事課	5	従来から実施している福祉関連の講座、社会福祉主事資格取得のための通信課程及びスクーリング、また新たな取組として特定職業従事者(病院職員)向けの人権研修等を実施し、相談を受ける福祉職員等のスキルアップを図ることで、支援体制の強化を推進した。	
	【実施事業】	No.269「福祉職員等の人材育成と資質の向上」		
10	生活援護課	3	稼働年齢層の生活保護受給者に対して、ハローワークと連携を図り就労支援を行った。生活保護受給者が自立のためのはじめの一歩を踏み出せるよう、個別支援を充実させていきたい。	
	【実施事業】	No.262「福祉から就労支援事業」		
11	青少年愛護センター	4	愛護委員会及び愛護協会の活動を通じて、地域での問題解決に向けた相談がしやすい環境を整えてきた。また、学校・地域での「あいさつ運動」を通じて地域交流を深め、関係機関と連携し青少年の環境浄化活動も継続して実施してきた。今後も今の取組を継続し、地域で子ども・若者を支援できるような環境づくりを進める。	
	【実施事業】	No.23「青少年愛護センターの相談」 No.207「関係機関の連携による環境浄化活動」	No.63「地域あいさつ運動の推進」	No.84「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」
12	青少年育成課	4	若者相談センター「アサガオ」の相談業務を実施し、困難な状況にある子ども・若者本人やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えた。今後は子ども・若者計画を基に困難な状況の子ども・若者の実態把握や仲間同士の支えあいの支援についても取組んでいけるよう検討を進める。	
	【実施事業】	No.265「若者相談」 No.268「仲間同士の支えあいの支援」	No.266「相談窓口の啓発」 No.194「子ども会連絡協議会への支援」	No.267「親への支援」 No.271「若者支援の実態把握」
13	男女共同参画推進課	4	相談事業は広報紙やホームページでの啓発に努めた結果、件数が増加傾向にある。困難な状況にある女性への支援体制を充実させるため、キャンセル待ちの受付や相談枠を増やすなどの検討が必要である。	
	【実施事業】	No.7「女性の悩み相談」		
14	地域福祉課 (地域福祉係)	4	地域の多様な協力者が、子ども・若者の声を聞き支援していけるような体制づくりの一環として、主任児童委員の増員による相談体制の強化や民生委員・児童委員の周知が図れた。また、保護司会等関係団体との定期的な連絡会や地域発信型ネットワークの各種会議を通じて、関係者間の課題の共有、地域での先進的取組の紹介により、協力、連携体制の強化を図ることができた。今後も継続した取組が必要である。	
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」	No.69「保護司会等関係団体との連絡会」	No.70「芦屋市地域福祉推進協議会」

担当課		上記基本目標に対する取組についての総括(0~5段階評価)と今後の課題	
15	地域福祉課 (トータルサポート係)	4	困難な状況にある子ども・若者本人やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていくために、福祉部内での新任職員向け研修を継続して行い、福祉に携わる職員全体の知識と技術の向上を図ることができた。また、トータルサポートの仕組みを通じて庁内外の連携体制を図るため、連携ツールやマニュアルの作成を行った。今後はそれらの周知を徹底するとともに、より効果的な連携の実現に向け、内容の評価や改善が必要である。
	【実施事業】	No.269「福祉職員等の人材育成と資質の向上」	No.270「協働で課題を解決する取り組みの推進」
16	福祉センター	4	総合相談窓口スペースを他の相談窓口から独立させ、利用者が更に認識しやすくなるよう工夫した。また、総合相談窓口に関する連絡会を毎月行うことにより、相談内容の検証並びに従事者間での意識の共有を図った。今後は、各相談の繋ぎ先となる機関との更なる連携が必要である。(平成27年度より地域福祉課へ業務を移管。)
	【実施事業】	No.263「福祉の総合相談窓口」	
17	防災安全課	3	地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を通じて、地域内での交流を図ってきた。
	【実施事業】	No.63「地域あいさつ運動の推進」	